OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	帰義軍時代敦煌オアシスの税草徴発と文書行政
Author(s)	赤木, 崇敏
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2007, 41, p. 27-53
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/6193
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

帰義軍時代敦煌オアシスの税草徴発と文書行政

赤木崇敏

はじめに

帰義軍節度使政権とは、八四八年から十一世紀前半にかけて、現在の中国甘粛省北西端にある敦煌地方を支配したオアシス国家を指す。一九〇〇年、敦煌莫高窟の蔵経洞より発見された敦煌文献は、その多くがこの帰義軍時代に属しており、中央アジア・オアシス地域の政治・経済・文化を研究する上で、編纂史料からは窺えない情報を我々に提示するなど、極めて高い価値を有するものである。

敦煌文献は、イギリスのスタインA. SteinやフランスのペリオP. Pelliotらヨーロッパ各国の探険隊により、早くからその多くが中国国外に持ち出されている。そのため、この文化遺産の海外流失を憂慮した清朝政府は、一九一〇年に莫高窟に残された敦煌文献を北京に運び、京師図書館（現在の中国国家図書館）に一万点近い文献を移管した。このコレクションは、陳垣『敦煌劫餘録』〔台北、国立中央研究院歴史語言研究所、一九三一〕や王重民『敦煌遺書総目索引』〔北京、商務印書館、一九六二〕、中田篤郎（編）『北京図書館蔵敦煌遺書総目録』〔京都、朋友書店、一九八九〕などのカタログによって、その概要が明らかにされてきた。ところが一九九〇年に、かつて敦煌から北

京に移送した際の木箱二つが未整理のまま書庫に保管されていたことが判明し、これまで全く知られていなかった敦煌文献が多数「再発見」されることとなったのである。

この新史料は長らく未公開であったが[1]、一九九七年に郝春文氏が国家図書館において全文書を調査し、そのうち社会経済史に関係する漢文文書二十四点について、二〇〇一年に京都大学で開催された日中共同ワークショップ「草創期の敦煌学」においてテキストと解説を公表した。その後、二〇〇二年に日本語による論考が［郝春文二〇〇二］、さらに二〇〇四年にその中国語版が発表された［郝春文二〇〇四］。

本稿で検討対象とするBD一一一八一文書もこの「再発見」文書のひとつで、帰義軍時代の土地税の一種、草（まくさ）の徴発に関する漢文文書である。従来の土地税研究では、税目や税率、徴税単位の解明に重点が置かれ、官布（田地二頃五〇畝もしくは三頃ごとに麻布一疋）・地子（一畝あたり麦四升、粟三・五升、麻〇・五升）・柴（たきぎ）（一畝あたり〇・二もしくは〇・四束）・草（一畝あたり〇・六束）・雑役があったことが判明している[2]。しかし、徴税の手続きやそれを機能させている文書行政については、なお解決すべき点が多い。その点で本文書からは、帰義軍政権における税草の徴税過程と関係する文書の流れを知ることが出来る。さらに本文書は、県から発出された文書として注目に値する。帰義軍の勢力基盤は、敦煌文献中に二州六鎮あるいは二州八鎮と総称されるように、沙州・瓜州の二州を中心として六～八の軍鎮が設置され、また沙州には敦煌県・寿昌県・紫亭県が、瓜州には晋昌県・常楽県が置かれた［土肥一九八〇　二四三―二四六頁、鄭炳林二〇〇三　四九―五三、五七―五八頁］。ところが、これまで県が発出した文書は一点も知られておらず、加えて本文書からは、県が税草の徴発に大きく関与していたことが窺えるため、帰義軍の末端行政を知る上でも重要な史料となり得る。

そこで本稿では、まず第一節でBD一一一八一のテキストと和訳を提示する。第二節では、文書書式・発信者・受信者を分析し、本文書の性格・機能を明らかにする。最後に第三節では、本文書の内容を他の税制関係文書と突き合わせることで徴税の具体的な過程や税制に関する末端行政を検討する。

1．テキスト・和訳

BD一一一八一については、郝春文二〇〇二［口絵九、一四三―一四五頁］・郝春文二〇〇四［二九―三〇頁］に録文と解説、そして表面のカラー図版が掲載されているが、寸法・紙質など古文書学的情報や裏面については一切公表されていない。その図版を見る限りでは、本文書は一枚紙で、料紙の上端および左端は完存と思われるが、右端・下端は欠損している。印影らしきものは見えない。テキストは全十六行で、最後の行は別筆で判辞が書かれている。また料紙左下は墨で黒く塗り潰されているように見えるが、料紙の二次利用によるものかどうかは判断できない。次に、図版より読みなおした録文と和訳を掲げる。

［前　欠］

1　當縣准［　　］（稈）

2　草玖阡束赴東羅城草場送納。取責令［　　］

3　委的了絶結罪、文状申上者。

4　右、奉　使帖指揮如前。當縣所准　帖指揮［　　］（草）

5 頭、稈草共壹萬貳阡束赴本縣。供軍及東［（羅城草場送）］
6 納。縣司專已各帖家丁・村正・所由、日夜不［　］
7 赴逐處供輸。今點勘所納文抄、已有少［　］
8 鞍差人連夜排門催趁人戶、一併各赴［　］
9 旬日內、必見大段納數。如更煩催促、縣［（司）　］
10 科重罪。謹具狀申
11 聞。謹錄狀上。
12 牒、件狀如前。謹牒。
13 天福七年十一月　日、典張環・押司［　］
14 將仕郎守主［（簿）　］
15 將仕郎［　］
16 「換［　］」

「……当県は……に準じ、稈草（ほしくさ）九千束を東羅城草場へ赴き納めよ。（納税者に）命令・督励して……（税の納付を）確実に終わらせて（未納者への）罪を確定し、文書によって報告せよ」とのことである。

右（のことがらについて）、使の（発した）帖のご指示を承りましたところ、前記のとおりでございます。当県の準ずるべき帖のご指示によれば……（草）頭は稈草（ほしくさ）合計一万二千束を本県に赴き

納めさせよ。（県司は）軍と東羅城草場に供出し納めよ、とございました。県司はすぐさま家丁・村正・所由にそれぞれ帖を発して、日夜（滞ること？）なく……に赴かせて、至るところで（税草を）納入させました。今、県に納められた文抄を点検したところ、著しく（数量が不足しており？）急いで人を派遣して毎晩門を押し開いて人戸に催促し、全員……に赴かせましたので、十日間のうちには必ずだいたいの決められた数量を納めることでしょう。もしさらに催促を煩わせるようならば、県司は……重罪を科します。謹んで状を具して申し上げます。謹んで状を録して申し上げます。

申し上げますに、件状（ことがら）は前記のとおりでございます。謹んで申し上げます。

天福七年十一月　日、典張環・押司……

将仕郎守主（簿）……

将仕郎……

「換……」

2、文書の性格・機能

BD一一一八一は日付部分に天福七年とあることから、後晋の天福七（九四二）年、帰義軍節度使曹元深（在位九三九～九四四年）「栄新江一九九六　一一〇―一一三頁」の治世中に作成されたものと判る。本文書の性格・機能について郝春文氏は、これを「曹氏帰義軍時代に人民から軍草を徴収した文書」とした上で、「軍鎮の守官」である「典の張環のほか将仕郎守主の某と別の将仕郎」から、県以下の各郷に発給されたものと解した。そして、張

環ら軍事長官が税草の徴発に直接関与し、いっぽうの県司は未納者ら人民を処罰する権限を有する、と述べている［郝春文二〇〇二　一四四―一四五頁、郝春文二〇〇四　三〇頁］。ただし、この郝説には、本文書の書式や発信者・受信者間の関係について大きな誤解があり、また文中の「県司」とこれら発信者達との関係が十分には説明されていない。そこで、本文書から税草徴発の具体的な流れを読み取るために、本節ではまず書式・発信者・受信者について再検討し、本文書の性格・機能を明らかにする。

（1）文書書式

郝春文氏は、BD一一一八一の表題を「天福七年十一月典張環牒」としているように、本文書の書式を「牒」とし、軍鎮から郷に下達されたものと見ている。牒は、唐代の規定では官人の用いる上申文書とされるが、実際の敦煌・トゥルファン文書では上申のみならず下達・平行にも用いられ、公私にわたって広く用いられた文書書式であった。[3] この牒の書式は、唐開元年間の公式令規定（P二八一九）[4]やあるいは宋の司馬光撰『書儀』巻一［叢書集成初編　四頁］に次のように見えている。[5]

■唐公式令規定の牒

尚書都省　為某事。

某司牒　某司

某司云云、案主姓名、故牒。

某事（云々）

年月日

牒（云々）（若前列数事則云牒牒件状如前云々）謹牒。

■「書儀」所収の宋代牒

主事姓名。　　年月　日　牒

左右司郎中一人具官封名、令史姓名。　　列位（三司首判之官一人押枢密院則都承旨押）

書令史姓名。　　〔後　略〕

これらの牒の特徴として、本文が宛先もしくは「牒」で始まり、「故牒」「謹牒」という結句で終わっている。そして、日付の後に改行して発信者名を明記している。この二つの牒と比較すると、BD一一一八一には「牒、件状如前。謹牒」（十二行目）と「牒」「謹牒」を含む文言があるため、宋代の牒に部分的に似ているように見える。しかし、本文の書き出しが「右」で始まり（四行目）、本文末尾が「謹録状上」で締め括られていること（十一行目）、そして発信者名を日付の後に改行せずに続ける点が異なっている。このような特徴は、同じく唐宋代の官文書「状」の書式と合致する。状については既に赤木二〇〇三で検討したが、改めてその書式図（前稿の改訂版）を左に掲げる。(6)

■状の書式

①【発信者】　状or状上　【宛先】

②　事書

③　右…（本文）…謹録状上or謹状or請処分or裁下処分。

④　牒、件状如前。謹牒。

⑤　【年月日】　【発信者】　牒or状。

※①の「状or状上」と宛先、そして②事書はしばしば省略される。また④は③本文よりも字間をやや広くとる。

この書式図と比較すると、本文書の一～三行目が②事書、四～十一行目が③本文、十二行目が④定型句「牒、件状如前。謹牒」、十三～十五行目が⑤日付・発信者にあたることがわかる。最後の十六行目は墨が薄くほとんど判読できないが、前行までとは筆が異なっているため、本文書の受信者がこの報告に対して書き付けた判辞と思われる。

以上から、本文書の書式は状であることが確認できた。状は上申文書としての機能を有しており、敦煌では官民を問わず利用可能な文書であった。いっぽうの牒は、帰義軍時代においては官員を任命する補任文書や、僧尼の得度許可証である度牒に用いられ、その機能は限定されていたと見られる。(7)

(2) 発信者

前節の和訳に見えるように、本文書では某県の県司が税草の徴発に関与し、また未納者への処罰について報告していることから、本文書が某県の県司から発出されたものと推測される。前項の状の書式によれば、十三～十五行目の「典張環」「押司…」「将仕郎守主（簿）…」「将仕郎…」の四人が発信者と判る。このうち二人目の押司とは、五代～宋の県下に置かれた人吏で、租税を徴収し獄訟を掌った［周藤一九六二　七二三―七二九頁］。また、郝春文氏は三人目について、「守主」でひとつの熟語と捉えているようだが、本文書の発出主体が県であることを考慮すれば、「主」の下の欠落部分には本来「簿」とあって、事務の統括や文書類の点検を掌った県官「主簿」と書かれていたに相違ない。五代の官制は唐代のそれを踏襲していたが、唐代官制では職事官の品階が散官のそれよりも高い場合には、職事官の上に「守」の一字を加えることになっており［礪波一九八六　二二八頁］、唐代地方県の主簿（正九品下～従九品上）は文散官の将仕郎（従九品下）よりも品階が高いために、本文書でも主簿の前に「守」

字を冠したと思われる。以上から、ここに見える発信者たちは県に属する官吏であり、本文書は鄭氏の説く軍鎮とは無関係と言える。なお、上述のごとく、沙州には敦煌県・寿昌県・紫亭県が、瓜州には晋昌県・常楽県が設置されていたが、本文書がいずれの県から発出されたかは文書内容から判断できない。

（3）受信者

本文書は宛先が記されるべき冒頭部分が欠落し、文中にも受信者名は明記されていない。しかし、本文書は「使の帖の指揮」（四行目）を受けて作成された上申文書であるから、宛先はその命令を下した「使」と思われる。そして、帰義軍節度使は軍政・民政全般の最高主権者であり、土地や税役に関する様々な請求は節度使の専決処分となっていたことから［池田一九七五　一六―一七頁］、「使」とは帰義軍節度使を指すに相違ない。

この「使」の発した帖とは唐宋代に用いられた下達文書の書式のひとつで、実際、帰義軍節度使が県に対して帖を発した実例（S四四五三）[8]がある。

1　使　帖寿昌都頭張養羅賞・副使翟
2　哈丹等
3　右、奉　處分、今者官中車牛載白
4　檀去。令都知・将頭随車防援急疾。
5　到縣日、准舊看待設樂、支供糧料。

其都知安永成一人、准親事例給料、看
待。又車牛踏料并荘客亦依舊例。
偏支兵馬、羊壹口・酒壹瓮・麺伍斗、仍
仰准此指揮者。淳化二年十月八日帖。
又報諸家車牛等。吾有簾
使「曹延禄花押」子・茨萁、仰汝等毎車拾載
一兩束将来。仰都知安永成管領
者。「曹延禄花押」。

節度使より寿昌の都頭張懐羅賛、副使翟哈丹らに帖をもって申し伝える。

右（のことがらについて）、節度使様のご決定を奉るに、「近々、官衙の車牛が白糧を載せて出立する。都知・将頭を車に随行・護衛させ急行させた。（寿昌）県に到着した日に、旧来どおり（輸送隊と護衛の一行を）歓待して糧食を支給せよ。都知の安永成一人については、親事の例にしたがって糧食を支給し、歓待せよ。さらに車牛の踏料と荘客については、また旧例に依れ。兵馬にまとめて支給する羊一頭・酒一瓮・麺（むぎこ）五斗は、さらに、この指示どおりにせよ」ということである。淳化二年十月八日に帖をもって申し伝える。

使「曹延禄花押」　また諸家の車牛等に申し付ける。「私（節度使）は簾子・茨萁（アシ・ヨシの類）を必要としているので、汝らは車十台ごとに一～二束ずつ持って帰還させよ。

都知安永成に取り締まらせよ」とのことである。「曹延禄花押」。

このS四四五三は、淳化二（九九一）年に帰義軍節度使曹延禄（在位九七六～一〇〇二年）［栄新江一九九六一二四―一二七頁］が敦煌の西南約一二〇里にある寿昌に出した帖である。当時の寿昌には県と鎮が併置されており、受取人である寿昌の都頭張婆羅賛は寿昌県令兼寿昌鎮遏使、副使の翟哈丹は寿昌鎮の副使にあたる。(9) この文書で曹延禄は、節度使が府を置く敦煌から寿昌県へ白檀（タマリスクの一種で柴に供する潅木）を送ったので、輸送隊と護衛隊が県に到着したら、規定に従い歓待するよう県と鎮の責任者に帖文書で指示している。以上をまとめれば、BD一一一八一の受信者は県に宛てて帖を出した人物であり、そしてS四四五三からは帰義軍節度使が県に帖を発していることが窺えるため、BD一一一八一の受信者は節度使とわかる。また以上から、上申文書の状と下達文書の帖は機能的に対応関係にあったといえよう。なお、帰義軍時代の帖の書式は、次のようにまとめられる。(10)

■帖の書式

① 発信者　帖　宛先

② 事書

③ 右、奉　処分…（本文）…者。　年月日　帖。

④ 発信者署名

※②事書はしばしば省略される。

帖は状と同じく、③本文が①冒頭部分よりも一字から二字ほど下げて書かれる。また本文は、書き出しが「右、処分を奉るに」で始まり、結句には引用文の終わりを示す「者」と書くことから、帖は文書作成者が発信者の命令を引用して受信者に伝達する形式をとっていたことが判る。[11] そして改行せずに日付を本文に続けて書き、最後に帖と締めくくってから別行に発信者の署名を記す点に特徴がある。この帖の書式を踏まえてBD一一一八一を読み直すと、四行目に「使の帖の指揮を奉るに前の如し」とあるので、一～三行目の事書部分は、節度使の帖の指示内容を引用したものであることは明白だが、この三行目の結句に「者」と記されていることから、この事書は節度使の帖をそのまま写したと推測される。

以上の検討から、BD一一一八一文書は某県の県司から節度使官元深に宛てた上申文書であることを確認した。また、本文書の内容からは、下級の担当者（家丁・村正・所由）を通じての税草徴発、数量の点検、未納者への督促・処罰などを遂行したのは軍鎮でなく県であり、本文書はその途中経過の報告書に相当することが窺える。

3．税草の徴発過程と文書行政

本文書からは、まず県司が家丁・村正・所由に帖を発して徴税し、次に彼らが提出した文抄をもとに点検・追徴し、最後に県に集積された税草を軍や東羅城草場など別機関に納入していたことが窺える。本節では、このような徴税の過程と関係文書の流れについて順を追って検討し、税制関係の末端行政の在り方を再現する。

帰義軍政権の行政組織は、唐制と同じく末端行政区として県下に郷里が設置され、城内には坊巷制が敷かれた。また各郷には押衙など官員を知郷官として派遣し、郷司を設置して徴税・訴訟・治安などの雑務にあたらせていた

[土肥一九八〇　二四六―二四八頁、陳国燦一九八九　四七―四八頁]。いっぽう、従来の税制研究によれば、租税の賦課・納入は郷ごとにまとめられ、さらに城内区画である巷や民間の相互扶助組織である社も収税の単位とされていた。(12) また土地税のひとつである官布の徴収に関しては布頭が各郷に置かれ、柴については城外に張り巡らされた渠の修理等にこれを利用したために、徴収する柴の種類ごとに枝頭あるいは白刺頭が各渠に置かれるなど、某頭と呼ばれる徴税責任者が実際の徴税業務を行っていた[池田一九九〇　六三―六五頁、堀二〇〇二　四三七頁、劉進宝二〇〇六　二二八頁]。時代や地域は異なるが、唐前半期のトゥルファンにおいても、刺頭と呼ばれる人々が存在し、彼ら自身も税を納めると同時に、自身の属する集団からの徴税と交納を請け負い[關尾一九九七　五五三頁]、さらに渠堰の責任者である堰頭をも兼務し、刺を灌漑施設の補修にあてていた[劉進宝二〇〇一　七八〇頁]。

本文書では、県司がまず徴税業務を課したのは郷・巷・社の責任者や某頭ではなく家丁・村正・所由の三者とあり一致しない。郝春文氏はこれに関して具体的な説明はしていないが、このうち家丁とは、唐宋代の州県の官衙において胥吏の監視・家事財産の管理運営を委ねた家内奴隷の呼称である。本文書では家丁が税草の徴発を行っていることから、おそらくは敦煌では家丁が県官の私有地を管理し納税を代行していたと思われる。次の村正は、郷・巷・社とは別に置かれた城外の自然村に置かれ、県が徴税の責を負わせていたと推測される。最後に所由とは一般に担当者を示す用語だが、五代の節度使体制下では特に徴税に際してその軍将・親吏を管下の州県郷村に派遣し、さらに民治・徴税等に専従する節級・所由と呼ばれる力役的胥吏を置いていたことが知られている[周藤一九六二　五七三―六五四頁、船越一九九六　三八七―三九二頁]。本文書に郷や巷・社の責任者の名前が見えないのは、これらを所由と汎称していたからと思われる。

ところで、本文書五行目には家丁・村正・所由とは別に「…頭」が草一万二千束を県に納めるよう命令されている。税草も柴と同様に渠の補修に用いられる事例もあるから[13]、本文書で欠落している「頭」字の直前には「草」字が入り、草の徴税においても枝頭や白剌頭のように人戸からの徴税と交納を請け負う草頭を各渠に置いていたと推測される。ただし、同時代の敦煌文献に「草頭」という言葉は在証されていない。柴と草がともに渠を単位として収税されていたのならば、柴の徴税責任者である枝頭や白剌頭が草の徴収も担当していた可能性もあるが[14]、本稿では草の徴税責任者を草頭と呼ぶこととする。

このような税草の徴税責任者は、渠を管理する家丁・村正・所由（鄉・巷・社の責任者）の監督下に置かれ、その任命や徴税の具体的指示は彼らによって行われたと思われる。このことを示唆する史料として、鄉司の課した土地税役に関する訴状、浙敦一三五［『浙藏敦煌』カラー図版、二一三頁］がある。

1　徼煌鄉百姓曹海員
2　伏以海員兄弟二人、父在之日、口分地買与王都頭、兄弟
3　二人、都不見父祖田地。先已年落在廻鶻手内、後
4　因逃到本府。去年鄉司差充獄子、海員無處投
5　告、阿父曹君慶投告　官中矜免獄子。今歲鄉司
6　差充渠頭、兄弟二人併役次田地亦無。伏請　處分。
7　正月　日

8「付郷官差一替者。十一日。議金」

敦煌郷百姓曹海員（が申し上げます）。

伏して思いますに、海員の兄弟二人は、父親が在りし日に、所有地を（父が）王都頭に売却したので、兄弟二人はどちらも父祖の田地を見ておりません。先の巳年に（私は）ウイグルの手に落ちましたが、逃げ出して本府（＝沙州）に戻りました。昨年、郷司は海員を獄吏に充てましたが、海員は訴え出るところがなく、父の曹君慶が官衙に訴えて、獄吏を免除されました。今年、郷司は（私を）渠頭に充てましたが、兄弟二人には、賦役の対象となる田地はございません。伏して御処分をお願い申し上げます。

正月　日

「郷官に付して代わりに賦役に付くものを立てよ。十一日。議金」

処決を下した議金とは節度使曹議金（在位九一四～九三五年）［栄新江一九九六　九五―一〇七頁］のことで、BD一一一八一文書の宛先である曹元深の実父にあたる。この文書では、賦役の対象となる田地を所有していないにも関わらず、郷司がたびたび獄子や渠頭などの賦役を曹海員兄弟に課しており、その事を節度使曹議金に直接訴え出たところ、賦役には代わりの者を立てるよう、曹議金より命令が下されていた。敦煌では渠の維持・補修のために「渠人」と呼ばれる組織を作り、労役の一種として彼らに渠の管理をさせていたから［姜伯勤一九九二　一九二―一九三頁］、曹海員が課せられた渠頭とは、おそらくこの渠人の代表責任者を指すものであろう。このように、

田地にかかる賦役を百姓に課しかつ渠を管理させていたのは鄉司であったから、家丁・村正・巷・社においても同様に課税や渠の管理を行っていたと推測される。また前述のごとく、草頭は渠ごとに置かれたので、彼らの任命も家丁・村正・所由が行い、その納めるべき税草の数量や納付時期についても指示を出していたと見られる。次に掲げるS八六七八(15)は、草でなく柴の事例だが、枝頭以下五名の百姓に枝（柴の一種）の供出を命じた文書である。

1 □(枝)頭韓懃子、梁富清、梁全衆、梁善定、王瘦斤。已上仰頭告報。人各

2 枝七束、茨萁五束。帖至立便於陰婆莊上堤送納者。

3 張員賈

枝頭韓懃子、梁富清、梁全衆、梁善定、王瘦斤。以上は、（枝）頭に申し付けて（次のように）知らせる。「各人は、枝七束と茨萁五束（を納めよ）。帖が到着したら速やかに陰婆莊上堤に納めよ」とのことである。

張員賈

本文書はその内容から、張員賈が枝頭韓懃子たちに対し、規定の枝を納めるよう命令したことがわかる。また、本来の形と比べてかなりの部分が省略されているものの、本文書は帖文書の一種と思われる。なぜならば、ここには帖の到着後すぐに枝を納めるよう指示があり、この文書自体を帖と呼んでいることが窺えるからである。さらに

前節第三項で検討した帖の書式に照らし合わせれば、本文結句には引用文の終わりを示す「者」とあり、そして改行して末尾に発信者の書名がある点が一致する。この簡略形の帖による供出命令は税草の場合も同様であったに違いない。なお、このような命令を受けた草頭は規定の税草を納めたあと、そこで納税証明書が発行されたはずだが、敦煌文献中に実例を見出すことはできない。

このように草頭を通じて家丁や村正、郷・巷・社の責任者である所由たちが徴収した税草は、まずは各自で未納者の名前と納税額がリストアップされたと思われる。例えば、九世紀後半に年代比定される欠枝リストP三四一八［『籍帳』五九八―六〇二頁］によると、敦煌県下の郷ごとに枝の未納者を全欠やあるいは全不納と納半欠半に分類して、各郷の未納額を集計している。同じく柴の未納者リストDx二一四九裏［堀二〇〇二　四三二―四三三頁］は、高住兌社・索留住巷・程弘員巷といった巷や社ごとに未納者名を列挙し、最後に未納額合計を記している。また、土地税ではないが、税羊の徴収過程においても鎮の駐在官である副使と監使らが管轄下の羊を徴収したのちに、帰義軍政権の牧羊専門機関である羊司に羊所有者のリストと納入頭数リストを提出し、羊司で徴収時の過失に対する処分や追徴などを処理している［坂尻二〇〇三　一九―二〇頁］。以上の事例から見れば、BD一一八一の七行目にある、家丁・村正・所由が税草とともに県に納めた文抄とは、このような未納者・未納額をまとめたリストであった可能性が高い。

さて、以上の手続きを経た後に、税草は文抄とともに草頭によって県に運ばれ、そこで改めて数量点検と追徴、

未納者への処罰が行われたのちに、軍（＝帰義軍）と東羅城草場に合計一万二千束が送られている。この内訳は、二行目に東羅城草場へ九千束を送るよう指示されていることから、軍には三千束が送付されたことがわかる。このうち東羅城草場だが、帰義軍政権では管理する物資の種類や業務内容に応じて行政機関が設置され、草に関しては草場司が設置されていたから［唐向前一九九二　一二五頁］、東羅城草場とはこの草場司の管理する集積所をさすと思われる。また帰義軍幕府の置かれる沙州城は子城（内城）と羅城（外城）の二重構造になっていたから［姜伯勤一九九二　一七一頁］、羅城の東側にこの草場が置かれていたことが判明する。このように軍や草場に集積された税草は、そこから官牧の牛馬羊ラクダへの飼料に供したはずだが、さらに必要に応じて敦煌から各県・鎮に再配分されていたと思われる。前節第三項で検討したS四四五三では、柴の一種である白檀を敦煌から寿昌県・鎮に輸送しており、また旧来の規定に従い輸送隊および護衛を歓待するよう指示していることから、このような敦煌から各地への税物の輸送が臨時的なものでなく度々行なわれたことが推測されるのである。

以上の検討から、帰義軍政権における税草の徴税過程と関係文書の流れは左図のようにまとめられる。なお、唐五代の制度では郷の下に村が置かれたので、郷の責任者である所由の下に村正が来るべきだが、BD一一八一文書からは村正と所由が家丁とともに並列に置かれているように見えること、また帰義軍時代の村については未解明の部分も多いことから、図では、家丁・村正・所由の三者を並列に並べて復元した。

帰義軍時代における税草の徴発過程と関係文書の流れ

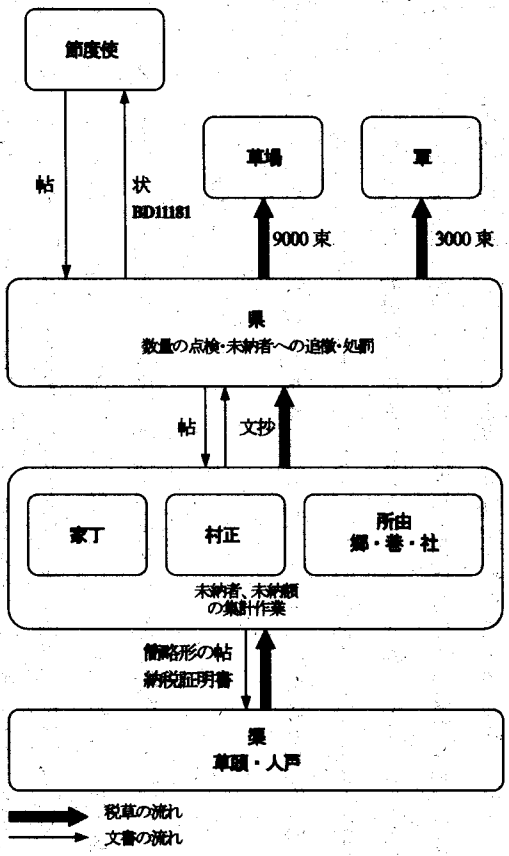

本図からは、税草の徴発過程においては県が末端行政の徴税を監督し、さらに数量の点検、未納者への追徴および懲罰を行なうなど、その果した役割が大きいことが窺える。また徴税業務の事務処理には、状・帖・文抄といった各種文書が用いられており、特に帖文書によって節度使の命令が行政末端にまで貫徹されていたことが判明する。中央アジアより出土した唐代前半期の帖文書を整理検討した荒川正晴氏によれば、帖は直接の統属関係に無い間で

の下達文書であり、官文書として通常の手続きを簡略化し、官の世界だけでなく民間の世界とも深く関わる文書であった［荒川一九九七　五頁］。本図から明らかなように、このような官と民とを繋ぐ帖の機能は、時代を下った九～十一世紀においても不変であったといえよう。事実、敦煌文献を通覧すると、帰義軍時代における下達形式の官文書は概ね帖文書で、帰義軍の官員のみならず管内の領民に対してもやはり帖の書式をもって命令を下していた(16)。また、既に検討したように、帖と機能的に対応する書式は状であり、本文書も節度使の帖に対して状の書式を用いて報告していた。このように、帰義軍政権下の文書行政においては、帖と状の二種類の文書書式を根幹として行政の情報伝達が図られていたといえる。中村裕一氏によれば、唐代州県では符・牒・関・状・辞・帖・辨といった官文書が多用されたが［中村一九九六　一八三―二一八、二六二―二七二頁］、本稿の検討からは、帰義軍時代の敦煌では書式のバリエーションが減少し、唐代とは大きく異なる文書行政が敷かれていたことが看取されるのである。

おわりに

本稿では、まず、文書の書式や機能の分析から、BD一一一八一文書が県司から帰義軍節度使曹元深に宛てた、税草の徴発に関する状文書であることを明らかにした。また、関係する漢文文書と突き合わせることで、帰義軍政権の末端行政における徴税の具体的過程と税制関係の文書行政を詳細に復元することができた。

本文書は、これまで実態が明らかにされなかった徴税過程におけるの県の役割、さらに末端行政における命令伝達系統に関する有用な情報を含んでおり、帰義軍の税制や支配機構を復元する上でまたとない史料であるといえる。ところで、これまでの帰義軍時代の土地税研究では、帰義軍時代の税制と唐前半期西州との類似性を指摘するか［劉

進宝二〇〇一　七八三頁]、あるいは唐後期より始まる両税法と関連付ける傾向にあった[池田一九九〇　六五頁、堀二〇〇二　三三四頁]。しかし最近になって、八世紀後半から九世紀中葉まで敦煌一帯を支配した吐蕃の税制との類似性を指摘する論考が相次いで発表されている[陸離二〇〇六　一七一―一七二頁、岩尾二〇〇七　一〇七―一〇六頁(逆頁)]。このような背景には、敦煌を含む東トルキスタンから河西回廊一帯にかけては、吐蕃支配時代以降もチベット語が国際公用語として使用されつづけたことや、[17]帰義軍の統治機構は吐蕃の影響を強く受けていたことが挙げられる。[18]今後は、吐蕃時代との関連性を念頭に置きつつ、帰義軍の税制全体を再構築する必要があろう。

略号・参考文献(ABC順・五〇音順)

BD＝中国国家図書館所蔵敦煌文献
Dx＝ロシア科学アカデミー東方学研究所サンクトペテルブルク支所所蔵敦煌文献
P＝フランス国立図書館所蔵ペリオ蒐集敦煌漢文文献
S＝大英図書館所蔵スタイン蒐集敦煌漢文文献
TTD＝*Tun-huang and Turfan documents : concerning social and economic history*, 5vols. Tokyo, Toyo Bunko, 1978-2001.
栄新江目録＝栄新江『英国図書館蔵敦煌漢文非佛教文献残巻目録(S.六九八一―一三六二四)』(香港敦煌吐魯番研究中心叢刊四)、台北、新文豊出版公司、一九九四。
『英蔵敦煌』＝中国社会科学院歴史研究所(編)『英蔵敦煌文献(漢文仏経以外部分)』全十四巻、成都、四川人民出版社、一九九〇―一九九五。
『真蹟釈録』＝唐耕耦／陸宏基(編)『敦煌社会経済文献真蹟釈録』全五巻、北京、書目文献出版社、一九八六―一九九〇。
『籍帳』＝池田温『中国古代籍帳研究――概観・録文――』東京、東京大学東洋文化研究所、一九七九。
『浙蔵敦煌』＝浙蔵敦煌文献編纂委員会(編)『浙蔵敦煌文献』杭州、浙江教育出版社、二〇〇〇。

『法藏敦煌』＝『法国国家図書館蔵敦煌西域文献』全三四巻、上海、上海古籍出版社、一九九五―二〇〇五。

赤木崇敏　二〇〇三　「曹氏帰義軍節度使時代の外交関係文書」森安孝夫・坂尻彰宏（編）『シルクロードと世界史』大阪、大阪大学、一三一―一五七頁。

荒川正晴　一九八九　「唐の中央アジア支配と墨離の吐谷渾（下）――主に墨離軍の性格をめぐって――」『史滴』一〇、一九―四二頁。

――――　一九九七　「クチャ出土「孔目司文書」攷」『古代文化』四九、一―一八頁、図版二。

池田　温　一九七五　「開運二年十二月河西節度都押衙王文通牒――十世紀敦煌における土地争いの一例――」『鈴木俊先生古稀記念東洋史論叢』東京、山川出版社、一―一八頁。

――――　一九九〇　「敦煌における土地税役制をめぐって――九世紀を中心として」『東アジア古文書の史的研究』東京、刀水書房、四六―七〇頁。

岩尾一史　二〇〇七　「キャ制（cha）の研究序説――古代チベットの帝国の社会制度――」『東方学』一一三、一一八―一〇三頁（逆頁）。

栄　新江　一九八六　「帰義軍及其与周辺民族的関係初探」『敦煌学輯刊』一九八六―二、二四―四四頁。

――――　一九九六　『帰義軍史研究――唐宋時代敦煌歴史考索』上海、上海古籍出版社。

郝　春文　二〇〇二　辻正博（訳）「中国国家図書館蔵未刊敦煌文献研読箚記」高田時雄（編）『草創期の敦煌学』東京、知泉書館、一二七―一四七頁、図版五頁。

――――　二〇〇四　「中国国家図書館蔵未刊敦煌文献研読箚記」『敦煌研究』二〇〇四―四、二二―三一頁。

姜　伯勤　一九九二　『敦煌社会文書導論』台北、新文豊出版社。

坂尻彰宏　二〇〇一　「敦煌勝文書考」『東方学』一〇二、四九―六二頁。

――――　二〇〇二　「帰義軍時代のチベット文牧畜関係文書」『史学雑誌』一一一―一一、五七―八四頁。

――――　二〇〇三　「敦煌税羊文書考」『待兼山論叢』三七（史学篇）、一―二四頁。

周藤吉之　一九六二　『宋代経済史研究』東京、東京大学出版会。

關尾史郎　一九九七　「唐西州〝某頭〟考」朱雷（編）『中国唐史学会第六届年会暨国際唐史学会研討会論文選集　唐代的歴史与社会』武漢、武漢大学出版会、五四八―五五六頁。

武内紹人　二〇〇二　「帰義軍期から西夏時代のチベット語文書とチベット語使用」『東方学』一〇四、一二四―一〇六頁（逆頁）、図版四。

竺沙雅章　一九九二　「寺院文書」池田温（編）『講座敦煌　五　敦煌漢文文献』東京、大東出版社、五八五―六五二頁。

陳　国燦　一九八九　「唐五代敦煌県郷里制的演変」『敦煌研究』一九八九―三、三九―五〇頁。

鄭　炳林　二〇〇三　「晩唐五代帰義軍行政区画制度研究」鄭炳林（編）『敦煌帰義軍史専題研究続編』蘭州、蘭州大学出版社、三三―六四頁。

鄭　炳林・馮　培紅　一九九七　「晩唐五代宋初帰義軍政権中都頭一職考辨」鄭炳林（編）『敦煌帰義軍史専題研究』蘭州、蘭州大学出版社、七一―九三頁。

礪波　護　一九八六　「唐代政治社会史研究」京都、同朋舎。

土肥義和　一九八〇　「帰義軍（唐後期・五代・宋初）時代」『講座敦煌　二　敦煌の歴史』東京、大東出版社、二三五―二九六頁。

中村裕一　一九九一　「唐代官文書研究」京都、中文出版社。

――――　一九九六　「唐代公文書研究」東京、汲古書院。

馮　培紅　二〇〇六　「帰義軍鎮制考」『敦煌吐魯番研究』九、二四五―二九四頁。

船越泰次　一九九六　「五代節度使体制下における末端支配の考察――所由・節級考――」『唐代両税法研究』東京、汲古書院、三七三―三九八頁。

堀　敏一　二〇〇二　「中唐以後敦煌地域における税制度」『唐末五代変革期の政治と経済』東京、汲古書院、四一九―四四〇頁（初出：『東アジア史における国家と地域』東京、刀水書房、一九九九、三一六―三三六頁）。

雷　紹鋒　二〇〇〇　「帰義軍賦役制度初探」（史地叢書　五）台北、洪葉文化事業。

陸　離　二〇〇六　「也談敦煌文書中的唐五代〝地子〟・〝地税〟」『歴史研究』二〇〇六―四、一六四―一七二頁。

劉　進宝　二〇〇一　「帰義軍政権税柴徴収試探」『唐代文化学術研討会論文集』台北、麗文文化事業、七六三―七八五頁。

――――　二〇〇六　「敦煌帰義軍賦税制的特点」盧向前（編）『唐宋変革論』合肥、黄山書社、二二五―二三六頁。

虞　向前　一九八六　「牒式及其処理程式的探討――唐公式文研究」北京大学中国中古史研究中心（編）『敦煌吐魯番研究論文集』三、北京、北京大学出版社、三三五―三九三頁。

――――　一九九二　「関於帰義軍時期一分布紙破用歴的研究――試釈伯四六四〇背面文書」『敦煌吐魯番文書論稿』南昌、江西人民出版社、九七―一七〇頁（初出：『敦煌吐魯番研究論文集』三、北京、北京大学出版社、一九八六、三九四―四六六頁、図版一八）。

注

（1）国家図書館蔵コレクションは、近年その図版集が次々公刊されている。中国国家図書館（編）『中国国家図書館蔵敦煌遺書』全七巻［南京、江蘇古籍出版社、一九九九］、中国国家図書館（編）・任継愈（主編）『国家図書館蔵敦煌遺書』（現在六一巻まで刊行）［北京、北京図書館出版社、二〇〇五～］。ただしこの新史料の図版はまだ刊行されていない。

（2）帰義軍時代の税役全般は雷紹鋒二〇〇〇、土地税役は池田一九九〇、堀二〇〇二、劉進宝二〇〇一、劉進宝二〇〇六などを参照。

（3）牒については、虞向前一九八六　三四九―三五四頁、中村一九九六　一〇七―一一五、一八六―一九〇頁を参照。

（4）写真・録文は『真蹟釈録』二　五五六頁、『法蔵敦煌』一八　三六三頁、TTD1, p. 29, pls. XV(3)-XV(3)。

（5）虞向前氏は、敦煌やトゥルファン出土文書に見える牒の書式は、唐公式令の規定ではなく、司馬光『書儀』所収の宋代のそれに近いとする［虞向前一九八六　三四九―三五〇頁］。ただし、例えば唐代西州蒲昌府文書のように、唐公式令書式に準じて作成される例も多数存在する。蒲昌府文書については、日比野丈夫「唐代蒲昌府文書の研究」『東方学報』（京都）三三、一九六三、二六七―三一四頁、図版一、陳国燦・劉永増（編）『日本章楽美術館蔵吐魯番文書』北京、文物出版社、一九九七を参照。

（6）赤木二〇〇三　一四〇、一四四頁を参照。なお前稿では①を「発信者（状／状上）」、②を「（宛先）／（事書）」としていたが、訂正する。また状の特徴として、③本文は①冒頭よりも一～二字分下げて書き、④定型句を備えていることが挙げられる。この④は状にしか見られない定型句で、唐代から北宋元豊年間（一〇七八～一〇八五）までの状には「牒、

件状如前。謹牒」と書く慣例があった［赤木二〇〇三　一四一―一四三頁］。なお、虚向前一九八六・中村一九九六では、筆者が状と分類する文書も牒と看做して検討を進めているので注意を要する。唐代の状と牒の機能についてはまた機会を改めて論じたい。

(7) 赤木二〇〇三　一四五頁。帰義軍時代の補任文書については中村一九九一　二八三―三〇八頁、中村一九九六　一三五―一三八頁を、度牒については竺沙一九九二　五八九―五九四頁を参照。

(8) 図版は『英蔵敦煌』六　八〇頁、録文は『真蹟釈録』四　三〇六頁を参照。

(9) 馮培紅二〇〇六　二六三頁。馮培紅氏は、帰義軍時代の都頭が鎮使に任ぜられていること、また寿昌では鎮と県が併置されていることから、鎮使が県令を兼任したと推測する。P二四八二、P三七一八では常楽県令が都頭を兼ねる例もあるため、馮氏の説くように、都頭張義潤賞が鎮・県両方の責任者であったと思われる。このほか常楽（瓜州の西一一五里）、柴亭（党河上流の現甘粛省粛北蒙古族自治県の党城湾鎮）にも県と鎮が併置されていた［鄭炳林・馮培紅一九九七　七九頁、鄭炳林二〇〇三　五一―五二頁、馮培紅二〇〇六　二六三―二六六、二六八―二六九頁］。

(10) 帖の書式については、中村一九九六　一四三―一四五、二六二―二六五頁、坂尻二〇〇一　五六頁を参照。

(11) 寺院の発する帖では「右」字が省略される場合もある。この事例としては、S一六〇四―二［『英蔵敦煌』三　一〇二頁、『綴録』四　二二六頁、『真蹟釈録』四　二二六頁］、P六〇〇五［『法蔵敦煌』三四　三三五―三三六頁、『真蹟釈録』四　一二〇―一二二頁］がある。

(12) 池田一九九〇　六三頁、姜伯勤一九九二　一九〇頁、雷紹鋒二〇〇〇　九三頁、堀二〇〇二　四二三頁、劉進宝二〇〇六　二二八頁を参照。

(13) P五〇三二「甲申（九八四）年二月廿九日渠人転帖」［TTDA, p.70］に、「今緣水次逼近、切要修治漥口。人各自剋五束・壁木参茎、各長五尺・六尺、鍬鐷等事。帖至、限今月三十日卯時、并身及柴草、於漥口頭取齊」とあり、河川の増水によって渠の取水口を修理する必要が生じたため、必要数の柴・草と鍬をもって集合するよう渠人へ命令が出されている。

(14) 敦煌文献P五〇三八―二「丙午年（？）欠柴草人名目」［『真蹟釈録』二　四四四頁］は、瓜州晋昌県下各郷の未納者リストで、ここには柴と草の両方を納めていない者の名前が列挙されており、柴・草が同時に徴発・数量点検されたことが窺える。

(15) 図版は『英蔵敦煌』一二　一九一頁を、古文書学的情報については栄新江目録　一一〇頁を参照。なお栄新江氏は本文書の表題を「渠人転帖」とする。また同様の文書に白刺の供出を命ずるS八六九六があり、これも後述する簡略形の帖の形式を備えている「白刺頭史定子、翟文達、閻醜子、張何晏子。已上四戸共白刺一束。／帖至立便佰□送納。／五月廿二日　□李」[『英蔵敦煌』一二　二〇〇頁、栄新江目録　一一四―一一五頁]。

(16) 帰義軍時代の牓（管内の全領民に対して布告する張り紙）も帖の書式に準じて作成されていた[坂尻二〇〇一　八―九頁]。

(17) 例えば、武内二〇〇二、坂尻二〇〇二を参照。

(18) 栄新江一九八六　二七頁、荒川一九八九　二九―三〇頁などを参照。

【付記】本稿脱稿後、二〇〇七年五月に刊行された劉進宝『唐宋之際帰義軍経済史研究』[北京、中国社会科学出版社]の一四三―一四四頁でBD一一一八一文書に言及していることを知り得た。内容面について踏み込んだ検討はされていないものの、文書発信者を本稿と同じく県官としているので参照されたい。

（大学院博士後期課程修了）

SUMMARY

A Requisition of Hay Tax and the Document Administration in Dunhuang Oasis in the Period of *Gui-yi jun*

Takatoshi AKAGI

Among the Dunhuang Manuscripts of Chinese National Library's collection, there is a document catalogued BD11181 on hay tax dating 10th century, the period of the Return-to-Allegiance Army (*gui-yi jun* 帰義軍). Although this document has an information on the requisition for the hay tax, little is known about the process of the tax collection and the relevant document administration. The purpose of this paper is to clarify the process of requisition and the movement of official documents.

BD11181 is a report addressed from prefectural officers to the military commissioner (*jie-du-shi* 節度使) of *gui-yi jun*, Cao Yuan-shen 曹元深. This document has a formula of zhuang 状 which is a popular request during the period of the kuei-i-chun. On the other hand, *jie-du-shi* used in his order the formula of tie 帖 that functionally correspond to zhuang.

From this contents, it is clear that firstly *jie-du-shi* ordered the prefecture on the amount and the destination of tax, secondly the prefectual officers addressed the order to lower class officers who were called 家丁・村正・所由 to collect tax. Added to this, there are responsible persons for collecting of hay tax, cao tou 草頭 at every irrigation waterway. The lower class officers ordered cao tou to collect taxes from people. As to such collected hay tax, after the prefecture did amount of check and the additional collection from the defaulter, it was delivered to another organization of *gui-yi jun*: army and hay office (草場).

On the basis of the above it should be concluded that the prefecture supervised the tax collection in the end administration and played an important role in the requisition for the hay. In this process, the informations on the hay requisition were mainly transmitted by two offical documents, zhuang and tie.

キーワード：敦煌，帰義軍節度使，税草，文書行政，状式